最終更新日：2015年5月29日
J. フロント リテイリング株式会社
代表取締役社長 山 本 良 一
問合せ先：業務統括部 総務部 株式・法務担当 03（6895）0177
証券コード：3086
http://j.front-retailing.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

持株会社である当社は、グループの一元的なガバナンスの中心として、グループ全体の経営の透明性・健全性・遵法性を確保し、ステークホルダー（お客様、株主様、従業員、お取引先様、地域社会など）へのアカウンタビリティーの重視・徹底を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の1つとして位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,115,100	6.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,846,100	6.00
日本生命保険相互会社	10,776,928	4.08
J. フロントリテイリング共栄持株会	6,871,242	2.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,250,473	2.36
第一生命保険株式会社	5,732,150	2.17
資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口）	5,700,000	2.15
BNPパリバ証券株式会社	4,107,009	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	3,204,500	1.21
J. フロントリテイリング従業員持株会	2,893,316	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の持株比率は、自己株式（4,103,265株）を控除して計算しております。
2. 平成26年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社の独立性に関する考え方

当社は、上場子会社として株式会社パルコ（東京証券取引所市場第一部上場、コード：8251）を有しており、同社との間で資本業務提携契約を締結しております。

資本業務提携契約の目的は、共に高質で付加価値の高い小売ビジネスを志向する両社の店舗基盤、顧客基盤を相互に有効活用することで、両社の企業価値の向上を実現することにあります。

当社は、資本業務提携に際し、同社の企業価値創造の源泉が同社の経営における自主性とこれに裏付けられた同社の役員及び従業員の自主性及び創造性にあることを理解し、同社の経営における自主性を尊重しております。

なお、資本業務提携契約において、同社における透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築することを目的に、同社の組織形態を委員会設置会社とし、経営に対する客観性を担保するため取締役の半数以上を独立社外取締役とすることが確認されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橘・フクシマ・咲江	他の会社の出身者											
太田　義勝	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橘・フクシマ・咲江	○	G＆Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 株式会社ブリヂストン社外取締役 味の素株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役	橘・フクシマ・咲江氏は、グローバルな視野を持つ人材の活用、国内外企業の経営戦略策定に関する豊富な知識・経験、高い見識を有しております。また、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに一切該当する項目がなく、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場でありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンスの強化の観点から当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
太田　義勝	○	コニカミノルタ株式会社特別顧問 ヤマハ株式会社社外取締役	太田義勝氏は、ミノルタ株式会社とコニカ株式会社による経営統合を推進し、委員会設置会社における取締役会議長を歴任されるなど、事業法人の経営者として、幅広い経験と豊富な知見を有しております。また、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに一切該当する項目がなく、業務執行を行う経営

			陣から独立した客観的立場でありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンスの強化の観点から当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	9	0	7	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	9	0	7	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役及び執行役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定につきましては、社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みとし、経営の高度化と業績の向上に対する明確化を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、社外監査役3名を含む計5名の監査役で構成され、監査の方針・方法を決定するとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。
また、監査役会は毎月開催し、取締役の業務執行について監査し、重要な事項については取締役会に意見反映できる体制を採り、経営機構の健全性を支えております。
各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査するとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しております。
また、監査役は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるほか、適宜意見交換を行い連携の強化に努めるとともに、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても、説明を求め確認しております。
さらに、監査役は、内部監査室から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制及び業務執行の状況について意見交換を行うなど、相互連携を図っております。
内部統制部門との関係については、監査役は、内部統制システムの整備・運用の状況を監視及び検証し、内部統制部門へ必要な助言・指導を実施しております。内部監査室は、内部統制システムの有効性を評価し、その結果を内部統制部門へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鶴田　六郎	弁護士													
石井　康雄	他の会社の出身者													

西川　晃一郎	他の会社の出身者																

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田　六郎	○	弁護士 TPR株式会社社外取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役	鶴田六郎氏は、法曹界出身者として高い見識を有しており、社外監査役として、特に法的な観点による客観的かつ公正な監査の執行、取締役会への助言を通して、コーポレート・ガバナンス強化の観点はもとより、コンプライアンス及びリスク管理体制強化の観点からも、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。また、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに一切該当する項目がなく、高い独立性が認められるためであります。
石井　康雄	○	株式会社大丸松坂屋百貨店監査役	石井康雄氏は、ヨーロッパにおける勤務経験が長く、特に海外での事業展開に精通するなど、事業法人の経営者としての豊富な経験と知見を有しております。また、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに一切該当する項目がなく、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外監査役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
西川　晃一郎	○	協和発酵キリン株式会社社外取締役 株式会社大丸松坂屋百貨店監査役	西川晃一郎氏は、主に事業提携やM&A、経営改革などに携わり、国際的な重要折衝にも数多く関わるなど、事業法人の経営者としての豊富な経験と知見を有しております。また、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに一切該当する項目がなく、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外監査役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの付与については、平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明 更新

〔1〕第5回新株予約権（平成18年 株式会社松坂屋）
付与対象者 ： 取締役8名、監査役5名

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みを採っております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については経営戦略統括部コーポレートガバナンス推進担当が、また社外監査役については監査役会事務局の担当者がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

〔1〕コーポレート・ガバナンス体制の概要
当社の経営組織として3つの統括部（経営戦略統括部、関連事業統括部、業務統括部）を設置し、それぞれの組織の役割・責任・権限を明確にし、監督機能の強化、JFRグループ全体の内部統制システムの充実を図っております。また、経営体制においても執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離を図り、より迅速な意思決定ができ、実行のスピード化を図るための経営機構を構築しております。
取締役・執行役員の任期は1年とし、その報酬制度についても、社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みとし、経営の高度化と業績の向上に対する明確化を図っております。
また、当社は監査役会設置会社であり、会社の機関としては会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するほか、業務執行機関としての執行役員制度を導入しております。さらに、取締役会の諮問機関としてのコンプライアンス・リスク管理委員会を置くとともに、内部通報制度を導入し、コンプライアンスやリスク管理に係る諸課題の解決に取り組む一方、経営戦略統括部内にコーポレートガバナンス推進担当を設置し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。
なお、当社は、社外取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容は、社外取締役及び監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、1,200万円又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うものとし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限るものとしております。
当社は、このような体制のもとにおいて、継続的に適正なコーポレート・ガバナンスを維持することができるものと認識しております。

〔2〕取締役会
経営意思決定機関として、取締役9名（うち、女性取締役1名を含む社外取締役2名）を置き、代表取締役会長の主宰により監査役の出席のもと原則月1回開催し、法令又は定款に定めるもののほか取締役会規程に定める事項を審議・決議しております。社外取締役の2名は、経営を社内とは異なる視点から検討するなど、取締役会の機能強化・活性化を担っております。
なお、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策に係る取締役会付議議案については、社内取締役及び常勤監査役で構成する「グループ経営会議」、社内取締役で構成する「グループ戦略会議」等で事前に審議することとしております。

〔3〕監査役会
監査役5名（うち社外監査役3名）を置き、監査の方針・方法を決定するとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行います。監査役会は毎月開催し、取締役の業務執行について監査し、重要な事項については取締役会に意見反映できる体制を採り、経営機構の健全性を支えております。

〔4〕会計監査人
当社と新日本有限責任監査法人の間では、監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を採っております。

〔5〕人事・報酬委員会
取締役及び執行役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定につきましては、社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みとし、経営の高度化と業績の向上に対する明確化を図っております。

〔6〕コンプライアンス・リスク管理委員会及びJFRグループ コンプライアンス・ホットライン

代表取締役社長を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催しております。また、社外（当社顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務する全ての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設けております。

〔7〕コーポレートガバナンス推進担当
取締役会や株主総会をはじめとした機関運営、ステークホルダーとの対話機能の強化など、コーポレート・ガバナンスに関わる企画、運営、推進体制の明確化等に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、会社法上その選任が義務付けられている社外監査役のほか、独立性の高い社外取締役を2名選任しております。
これは、監査役・監査役会（社外監査役3名）の機能を有効に活用するほか、業務執行を行う経営陣から独立した客観性の高い社外取締役を複数選任した上で、当該社外取締役と監査役会、内部監査室、内部統制担当等との連携を図ることにより、経営に対する監督機能の強化に資することが可能であるとの考えに基づくものであり、現行会社法制との整合性を保ちつつ、多数の株主様・投資家の方々からの信認を得るべき上場会社にとってふさわしいコーポレート・ガバナンス体制の構築を重視していることによります。
なお、社外取締役又は社外監査役の選任に際して、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令では、書面又は電磁的方法による議決権の行使期限の2週間前までに株主総会招集通知を発送することと定められておりますが、当社では、3週間前を目処に発送しており、早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	三菱UFJ信託銀行株式会社が運営するインターネット議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にパソコン、スマートフォン又は携帯電話経由によるアクセスで議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ当社設立以来参加しており、利用が可能です。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページ及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会招集通知及び株主総会参考書類並びに招集通知添付書類を当社ホームページ（http://www.j-front-retailing.com/ir/stock/meeting.php）に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動方針 当社は、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。」というグループ理念のもと、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係を維持・発展させるため、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ適時・適切に開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、当社についての理解を深めていただくことを目的にIR活動を推進してまいります。 情報開示の基準 当社は、金融商品取引法等の法令および当社株式を上場している金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、当社の重要情報を適時・適切に開示します。また、法令や適時開示規則に該当しない場合であっても、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に有用と考えられる情報については、社会から求められる企業活動の重要な情報として認識し、公平かつ迅速に適切な方法により積極的に開示します。 情報開示の方法 適時開示規則に該当する当社の重要情報は、東京証券取引所が提供するTDnet（適時開示情報伝達システム）を通じて開示を行うとともに、当社ホームページ等においてもできるだけ速やかにその内容を掲載します。また、適時開示規則に該当しない場合においても、当社への理解を深めていただけると考えられる情報については、当社ホームページへの掲載をはじめ、SNSの活用やアニュアルレポートの発刊等を通じ発信していくよう努めます。 コミュニケーションの充実 当社は、適時開示や当社ホームページ等による情報発信と併せ、各種説明会、ミーティングの実施や株主・投資家・証券アナリスト等の皆様からの日々のお問い合わせに対する回答等を通じ、コミュニケーションの充実に努めます。また、株主・投資家・証券アナリスト等の皆様から頂いたご意見・ご要望等については、当社および関連するグループ各社等において広く共有し、企業価値向上に向けた会社経営の参考とさせていただきます。 沈黙期間 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、四半期ごとの決算期末日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間（クワイエット・ピリオド）」として、決算に関連するご質問等への回答は控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中においても、業績を大きく修正する見込みが発生した場合には、適時・適切に開示します。 将来予想について	

	当社が開示する情報のうち、今後の計画、見通し、戦略などの将来予想に関する情報は、開示時点で合理的であると当社が判断する一定の前提に基づき作成しており、一定のリスクや不確実性を含んでおります。そのため、実際の業績や成果は、今後の当社を取り巻く経済環境・事業環境などの変化により、予想・見通しとは差異が発生する可能性があることをご承知おきください。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回の決算発表（中間、年度）後、アナリスト向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	上記決算説明会の模様をインターネットで動画配信しております。また、四半期毎の決算短信及び業績説明会資料、月度の連結営業報告、適時開示事項、その他のIR資料等を当社ホームページ（http://www.j-front-retailing.com/ir/）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略統括部 コーポレートガバナンス推進担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全てのステークホルダーに対する基本姿勢を明確にした、「基本理念」、「事業運営方針」、「ステークホルダーとの約束」、「私たちの行動原則」からなる「J. フロント リテイリング グループ理念」を定め、グループ各社の役職員一人ひとりがこの理念を深く理解し、積極的に行動することで、グループの更なる発展を目指してまいります。 「基本理念」 ・私たちは、時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指します。 ・私たちは、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。 この基本理念は、大丸（「先義後利」（義を先にして利を後にする者は栄える））と松坂屋（「諸悪莫作 衆善奉行」（諸悪をなすなかれ、多くの善行を行え）、「人の利するところにおいて、われも利する」）の企業理念、伝統精神に共通する「お客様第一主義」、「社会への貢献」の要素を表現したものです。 「事業運営方針」 ・最大のお客様ご満足を最小のコストで提供する高質経営の実現 ・高質・新鮮・ホスピタリティの徹底追求 この運営方針は、JFRグループ（各社）が、基本理念に基づき事業を運営していくうえで、基準とする方針を定めたものです。 「ステークホルダーとの約束」 ・（お客様）新しい価値の提案を通じて、お客様のこころをとらえる本物のご満足を提供します。 ・（株主様）高収益・高効率経営の実践を通じて、企業価値の長期的な向上に努めます。 ・（お取引先様）お互いに切磋琢磨しながら信頼関係を築き、ともに成長することを目指します。 ・（従業員）成長と貢献が公正に評価され、能力の発揮と成長が実感できる、働きがいのある職場を実現します。 ・（地域社会）良き企業市民として、地域社会の発展に貢献するとともに、環境に配慮した事業活動を推進します。 上記につきましては、JFRグループ（各社）が、ステークホルダーの方々に対して守るべき約束を示したものです。 「私たちの行動原則」 ・（お客様視点）常にお客様の立場に立って考え、行動します。 ・（革新への挑戦）絶えず可能性に挑戦し、より大きな成果を生み出すよう努めます。 ・（スピードと徹底実行）スピーディーに行動し、あきらめずに最後までやり抜きます。 ・（コミュニケーション）情報を共有化し、自由闊達に意見を交わして、強いチームワークを実現します。 ・（多様な個性の尊重）一人ひとりが能力を最大限に発揮できる、活気あふれる組織風土をつくります。 ・（倫理と公正）法令を遵守し、社会の良識・ルールに基づいて行動します。 この行動原則は、JFRグループ（各社）で働く一人ひとりが、基本理念に基づき心がけるべき行動原則を示したものです。
	J. フロントリテイリング グループ 環境方針

環境保全活動、CSR活動等の実施	私たちJ. フロントリテイリング グループは、かけがえのない地球環境を次世代へ残していくための自らの役割と責任を認識し、お客様・お取引先様・地域の皆様とともに“持続可能な社会の実現”に向けた「環境にやさしい企業経営」を積極的に推進します。 〔1〕環境に及ぼす影響とその原因を認識し、グループ各社の事業活動を通じて環境保全活動を推進する体制・仕組みを構築し、環境負荷の低減に向け継続的な改善に努めます。 （1）環境にやさしい商品・サービス・情報の提供 （2）資源・エネルギーの有効活用 （3）CO2排出量の削減 （4）廃棄物の削減と再資源化 （5）お客様、お取引先様や地域の皆様と取り組む環境保全活動・社会貢献活動の推進 〔2〕環境に関する法令、条例及び協定などの要求事項を順守するとともに、汚染の予防に努めます。 〔3〕教育・啓発活動を通じて環境保全に対する意識の向上を図り、グループ内で働く一人ひとりが環境課題に自ら取り組む基盤を強化します。 〔4〕この環境方針は、グループ各社で働くすべての人に周知徹底するとともに、社外にも公開します。 なお、当社ホームページ（http://www.j-front-retailing.com/csr/index.php）にグループの環境保全活動及びCSR活動の取組みを詳しく紹介しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、広く社会とコミュニケーションを行う開かれた企業を目指し、公正、透明かつ適正な企業活動を行うため、企業情報の適切な管理・開示に関し、「JFRグループ コンプライアンス・リスク管理行動原則」において次のように定めております。 企業情報の適切な管理・開示 〔1〕企業情報の適切な管理 ・自社の財務内容や経営等に関するインサイダー情報は厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示しません。 〔2〕企業情報の適時適切な開示 ・常に投資者の視点に立った正確かつ公平な会社情報を、法令等を遵守して適時適切に開示します。 〔3〕開かれた広報活動 ・株主をはじめとするステークホルダーに対して、企業活動の状況を積極的に開示し、事業運営に関する一層の透明性向上を図ります。 ・コンプライアンスに違反する行為に対しては、それを見過ごすことなく、事案への対応、原因究明、再発防止等を迅速・適正に行い、随時経過を開示します。
その他	JFRグループ　コンプライアンス・リスク管理行動原則 CSR経営の一環として、コンプライアンス経営の実現とリスク管理の推進を目的として、「JFRグループ コンプライアンス・リスク管理行動原則」を定め、全ての役員及び従業者（JFRグループ各社と雇用関係にある者（契約社員、パートタイマー、アルバイトを含む。）及びお取引先様派遣者をいいます。）が遵守すべき視点を定め、周知徹底しています。 〔1〕「お客様第一主義の徹底」に関する行動原則 私たちは、常にお客様満足の実現を第一に考え、お客様との約束の履行、社会的に有用で安全な商品・サービスの開発・提供、適正な表示の徹底など、法令・社内規程等を遵守した誠意ある行動により、お客様の信頼と支持を獲得します。 〔2〕「健全な成長と発展のための高質経営の推進」に関する行動原則 私たちは、広く社会とコミュニケーションを行う開かれた企業を目指し、公正、透明かつ適正な企業活動を行うとともに、お取引先とは、共に成長するフェアな関係を維持し、健全な成長と発展のための高質経営を推進します。 〔3〕「個性と能力が尊重され、公平で活気のある組織づくり」に関する行動原則 私たちは、一人ひとりの基本的人権を尊重し、労働関係法を遵守した安心・安全な職場環境づくりと公平かつ公正な評価に基づく処遇により、意欲をもって能力を発揮できる活気にあふれる組織を実現します。 〔4〕「社会への貢献（社会と共生する良き企業市民）」に関する行動原則 私たちは、社会と共生する良き企業市民として、地域社会への貢献、環境問題への取り組みなど、広く社会に貢献する創造的な事業活動を積極的に行い、持続的な成長を実現します。 女性の活躍状況の開示について 当社グループでは、性別を問わず、個々人の能力・成果・適性、並びに各人の意欲に基づき、

配置及び人材活用を推進するため、女性の登用を推進しております。
　当社におきましても、取締役を1名選任するほか、株式会社博多大丸の代表取締役社長や、株式会社大丸松坂屋百貨店において、以下のとおり執行役員・管理職への登用を進めております。

　株式会社大丸松坂屋百貨店の女性社員の管理職登用状況

　　女性執行役員　　3名
　　女性部長職　　13名（全部長職120名に占める割合 10．8%）
　　女性管理職　　204名（全管理職664名に占める割合 30．7%）

※ 株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツへの出向者を含む。
※ 女性管理職の人数は、マネジャー、サブマネジャー、バイヤー（ディベロッパー＆エディターを含む）及びチームリーダー（株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツのスーパーバイザー、セクションリーダーを含む）の合計。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンス及びリスク管理体制をより一層強化するための様々な取り組みを行っております。その一環として、平成25年12月26日付で、組織の一部再編を行うとともに、取締役の管掌業務にコンプライアンス・リスク管理担当を追加いたしました。

また、平成27年5月1日施行の改正会社法及び同施行規則によって、グループ内部統制の強化や監査を支える体制の充実などが求められることとなったため、平成27年5月28日開催の取締役会決議により、当社「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定いたしました。
改定後の内容は以下のとおりであります。

〔1〕グループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、第5号ニ）

（1）コーポレートガバナンス

<1> 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。

<2> 取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。

<3> 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。

<4> 有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。

<5> 取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。

グループ経営会議
（社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策について審議・決定する。）

グループ戦略会議
（社内取締役で構成し、グループ経営に関する重要課題についての論議と方向付けを行う。）

グループ業績・戦略検討会
（社内取締役等で構成し、グループ業績及び関連する重要課題の論議、フォロー等を行う。）

グループ連絡会
（社内取締役等で構成し、グループ各社間の重要案件の情報共有等を行う。）

関連事業社長会議、SS事業社長会議
（百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。）

<6> 経営戦略統括部、関連事業統括部及び業務統括部を設置し、組織の役割・責任・権限の明確化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。

（2）コンプライアンス・リスク管理

<1> グループ各社の全役員及び使用人に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ　コンプライアンス・リスク管理マニュアル」を浸透させる。

<2> コンプライアンス・リスク管理経営に係る取締役会の諮問機関として、社長を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

<3> コンプライアンス・リスク管理経営を推進するため、コンプライアンス・リスク管理担当役員を置く。

<4> グループ各社にコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。

<5> コンプライアンス・リスク管理委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤整備に努めるとともに、各社コンプライアンス・リスク管理推進担当部門を通じた定期的な階層別コンプライアンス・リスク管理教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役員及び使用人がいつでも閲覧、確認できることとする。

<6> コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当者から各所管のコンプライアンス・リスク管理状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとるとともに、グループとしての指針及び再発防止策を策定、これを実施させる。

<7> 社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。

<8> 内部監査室を設置し、グループ各社の業務監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

（3）財務報告の適正性確保のための体制

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築するとともに、グループ各社にも構築させる。

〔2〕グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号ロ）

<1> 事業運営上のリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会が評価・管理を行い、重要なリスクについては管理状況を取締役会に定期的に報告する。

<2> 認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、コンプライアンス・リスク管理委員会が対応方針を審議・決定し、グループ各社の所管部門にこれを実行させることで、リスクの発生を防止する。

<3> 大規模な地震、火災、事故等の有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

〔3〕取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第1項第1号）

<1> 取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

1）株主総会議事録と関連資料
2）取締役会議事録と関連資料
3）稟議書、申請書、報告書
4）財務報告に係る関係書類

<2> 取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

〔4〕グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第3号、第5号ハ）

<1> 当社の経営組織として経営戦略統括部、関連事業統括部及び業務統括部を置き、統括部長には取締役が就くこととし、これをもって、

取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。
〈2〉 当社の社長及び統括部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、グループ各社の全役員及び使用人への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、グループ業績・戦略検討会等において報告を求め、管理する。
〈3〉 全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。
〈4〉 当社は、グループ事業戦略の企画・立案、グループ経営資源の最適配分及びグループ戦略の進捗・成果管理を行う。また、当社は、グループ全体の事業価値の向上を図るため、グループ各社との契約に基づき、グループ会社に対し、必要かつ適切な経営指導・管理等各種役務の提供を行う。
〈5〉 当社は、グループ共通会計システムの原則導入及び、グループ資金の集中管理の推進など、グループ全体の効率を上げるための体制を構築する。

〔5〕 グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）
〈1〉 当社の社長及び統括部長はグループ各社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
〈2〉 当社の社長及び統括部長はグループ各社に対し、グループ業績・戦略検討会、関連事業社長会議、SS事業社長会議等を通じて業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。
〈3〉 内部監査室が、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
〈4〉 コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を統制し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス・リスク管理経営を推進する。
〈5〉 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス・リスク管理上問題があると認められる場合には、グループ各社は、当社の監査役及びコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するものとし、当社の監査役及びコンプライアンス・リスク管理委員会は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
〈6〉 グループ各社は、事業運営上のリスク案件及び大規模な地震、火災、事故等の有事の発生状況について当社に報告する。

〔6〕 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号）
〈1〉 監査役の職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
〈2〉 監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役の同意を得た上で行う。
〈3〉 監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役の同意を得た上で行う。
〈4〉 監査役付スタッフに対する指揮、命令権は、監査役に属するものとする。

〔7〕 グループ各社の取締役等及び使用人から監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第3号、4号イ、ロ、第7号）
〈1〉 当社の取締役及び使用人は、グループ各社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、グループ各社の取締役等及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
〈2〉 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じてグループ各社の役員及び使用人にその説明を求めることができる。
〈3〉 子会社の監査役及びグループ各社の内部監査室並びに内部監査部門は、監査役から依頼または請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。
〈4〉 監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィードバックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。
〈5〉 コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、「JFRグループ　コンプライアンス・ホットライン」に通報された内容（重要でないものを除く。）について、速やかにコンプライアンス・リスク管理委員会及び監査役に報告する。
〈6〉 子会社の監査役及びグループ各社の内部監査室並びに内部監査部門は、内部監査結果や違法又は不正な行為を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告する。
〈7〉 関連事業統括部などグループ会社を管理する部署は、グループ各社からの違法又は不正な行為に関する報告について、速やかに当社の監査役に報告する。
〈8〉 当社の監査役は、グループ全体の監査の充実及び強化のため、子会社の監査役との定期的会合等を持つ。

〔8〕 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第5号）
〈1〉 グループ各社は、報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いは行ってはならない。
〈2〉 報告者から不利益な取扱いを受けている旨の申出があった場合、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、グループ各社に事実関係の調査を行うよう指示する。

〔9〕 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第6号）
〈1〉 監査に係る諸費用については、年度計画に基づき予算を措置する。
〈2〉 監査に係る諸費用について請求を受けたときは、原則として、当該請求に基づき速やかに支払手続を行う。
〈3〉 監査役が予算以外に緊急または臨時に支出した諸費用についても、原則として、当該請求に基づき速やかに支払手続を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指すことを「J. フロントリテイリング グループ理念」の「基本理念」に掲げており、社会的責任（CSR）重視経営の徹底を行っております。
また、反社会的な勢力等との関係断絶に関し、「JFRグループ コンプライアンス・リスク管理行動原則」において次のように定めております。

反社会的な勢力等との関係断絶

〔1〕 不当な介入の排除

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体からの接触や要求に対しては、毅然とした態度で臨み、金品などを渡すことで解決を図ったりしません。

〔2〕反社会的な勢力等との取引禁止
反社会的勢力や反社会的勢力と関係のある取引先・団体とは、いかなる取引をも行いません。

これらに基づき、当社及び当社グループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

〔1〕基本方針の内容
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、これを向上していくことを可能とする者であることが必要であるものと考えております。
当社は、当社が上場会社であることから、当社の株主の在り方については、一般的には金融商品取引所における自由な市場取引を通じて決まるものであり、特定の株主又は特定の株主グループによって当社株式の一定規模以上の取得行為（以下「大量取得行為」といいます。）が行われる場合であっても、当該大量取得行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、これに応じるか否かについては、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えております。
しかしながら、大量取得行為の中には、その目的等からして当社グループの企業価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆さまに当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまが大量取得者の提案内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社グループの企業価値を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。
このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者（以下「大量取得者」といいます。）は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、当社は、このような大量取得行為に対しては、大量取得者による情報提供並びに当社取締役会による検討及び評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止するため、当社取締役会及び株主の皆さまが大量取得者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することこそが、株主の皆さまから当社経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

〔2〕基本方針の実現に資する取組み
当社グループは、大丸・松坂屋の創業以来、その企業理念、伝統精神である「先義後利（義を先にして利を後にする者は栄える）」、「諸悪莫作衆善奉行（諸悪をなすなかれ、多くの善行を行え）」、「人の利するところにおいて、われも利する」に基づき、永年にわたって呉服商、百貨店業を営んでまいりました。
当社は、当社グループの企業価値の源泉は、これらの理念、精神に基づくことにより築き上げられてきた、お客さま及び社会との信頼関係にあるものと考えております。
そこで、当社は、これらの理念、精神に共通する「お客さま第一主義」、「社会への貢献」を体現するため、当社グループの基本理念として「時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客さまの期待を超えるご満足の実現を目指す」、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指す」ことを掲げ、この基本理念に基づき、当社のグループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資するため、当社グループのビジョンである「百貨店事業を核とした、質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位の確立」を目指し、さまざまな施策に取り組んでおります。

〔3〕基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、現在のところ、大量取得者が出現した場合の具体的な取組み、いわゆる買収防衛策について特にこれを定めてはおりません。
しかしながら、大量取得者が出現した場合には、当社グループの企業価値の毀損を防止するため、大量取得者の属性、大量取得行為の目的、大量取得者が提案する財務及び事業の方針、株主の皆さま及び当社グループのお客さま・お取引先さま・従業員・当社グループを取り巻く地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針など、大量取得者に関するこれらの情報を把握した上で、当該大量取得行為が当社グループの企業価値に及ぼす影響を慎重に検討する必要があるものと考えます。
したがって、このような場合には、当社は、当社社内取締役から独立した立場にある社外役員及び有識者をメンバーとする独立委員会を設置し、その勧告意見を踏まえた上で、当該大量取得者が前記の基本方針に照らして不適切な者であると判断されるときは、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する所存であります。

〔4〕具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
当社グループで策定するさまざまな施策は、当社グループの基本理念に基づいて策定されており、当社グループの企業価値の源泉であるお客さま及び社会との信頼関係の更なる構築を目指すものであります。したがって、これらの施策は、基本方針の内容に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。
また、基本方針に照らして不適切な者であると判断される大量取得者に対して必要かつ相当な対抗措置を講じることについては、当社社内取締役からの独立性が確保されている独立委員会の勧告意見を踏まえて判断することにより、その判断の公正性・中立性・合理性が担保されており、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないとともに、当社の会社役員の地位の維持をその目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

〔1〕会社情報の把握・管理の体制
（1）経営の意思決定に係る情報を把握する仕組み
各統括部（経営戦略統括部、関連事業統括部、業務統括部）の役割・権限を明確化した体制の下、各統括部及びグループ各社に関する情報は、それぞれの統括部及びグループ各社を所管する取締役又は執行役員が把握できる体制にあります。また、経営に係る重要事項の最終意思決定を行う取締役会（毎月１回以上開催）に付議する事項の起案については、各統括部が行い、原則として、あらかじめ「グループ経営会議」及び「グループ戦略会議」に上程することとしております。このほか、「グループ業績・戦略検討会」、「グループ連絡会」、「関連事業社長会議、SS事業社長会議」等の各種会議体を運営し、当社及びグループ各社に関する情報について把握し、共有化しております。

（2）監査役会、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理委員会等から情報を把握する仕組み
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧しております。また、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときなどは、取締役及び使用人が監査役会に報告する体制を採っております。

内部監査室は、当社及びグループ各社の日常業務について内部監査を行い、重要な事項については、取締役会、監査役会に適切に報告する体制を採っております。
また、内部通報制度である「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置してコンプライアンス上の問題に関する情報を収集し、これらの問題について、コンプライアンス・リスク管理委員会が適切に取締役会に諮問する体制を採っております。

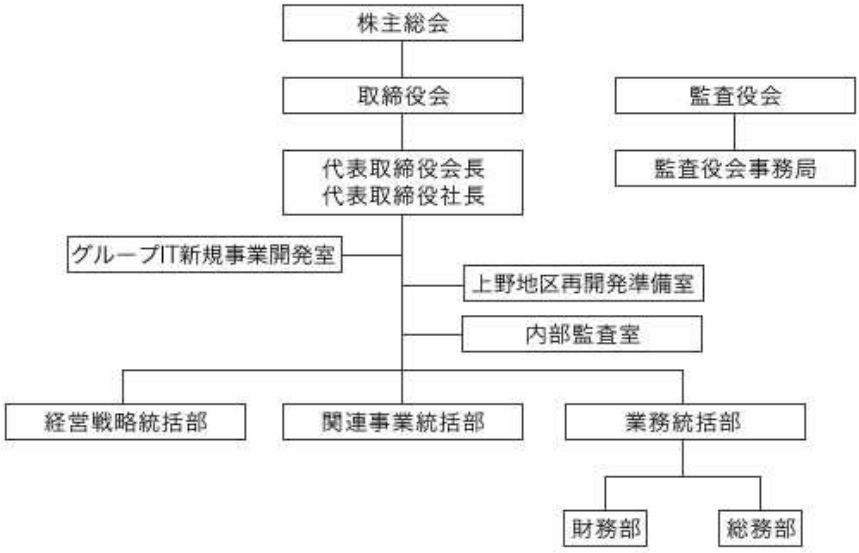
（3）会社情報の管理体制
会社情報、特に投資者の投資判断に影響を及ぼす重要事実や証券取引所の定める適時開示が義務付けられている情報については、「インサイダー取引防止規程」でその取扱い、管理方法、管理責任者を定め、適切に管理する体制を採っております。

〔2〕会社情報の適時開示の仕組み
（1）開示情報を含む経営判断事項の集約
開示の要否を問わず、重要な会社情報については、各種の会議体、委員会の論議を経て「グループ戦略会議」に上程されます。

（2）グループ戦略会議・グループ経営会議・取締役会での意思決定と開示の判断
「グループ戦略会議」に集約された会社情報は、重要性の程度に応じて「グループ経営会議」、「取締役会」に上程されますが、それぞれの会議の段階で開示の必要性を判断し、適時・適切に開示を行うこととしております。なお、上記ルートによらない緊急の会社情報が発生した場合は、所要の機関決定を経て、速やかな開示に努めることとしております。

（3）開示事務担当
具体的な開示情報の取りまとめは、総務部、財務部及びコーポレートガバナンス推進担当が共同で行い、開示事務手続きは、総務部又は財務部が担当します。開示に関する問合わせ等への対応は、コーポレートガバナンス推進担当が行います。

J．フロント リテイリング株式会社の組織図



J．フロント リテイリンググループの組織図

